

新市のすかた

ここでは、既に決定した合併協定項目のうち特に住民の皆様に身近な事項を取り上げ、ご紹介いたします。

※「新市のすかた」では、合併協議会での決定内容が、そのまま新市において条例として定められること等を前提として作成しています。

上水道等・下水道等



上水道・簡易水道

- 基本的使用料（基本使用料＋超過使用料）
合併後も、当分の間（5年以内）は、現行と変わりません。
合併後、料金の統一化に向けて、審議会に諮り調整されます。

【現在の基本使用料（月額）】消費税別

◇上水道	園部町	1,300円（10㎡まで）	八木町	1,600円（8㎡まで）
◇簡易水道	園部町	1,300円（10㎡まで）	八木町	1,300・1,800円（8㎡まで）
	日吉町	2,000円（10㎡まで）	美山町	2,000円（10㎡まで）

- 新規給水分担金
合併時に次のとおり統一されます。（上水道・簡易水道・飲料水供給施設共通）

□ 径 13ミリ	105,000円	□ 径 20ミリ	189,000円
◇ 25ミリ	231,000円	◇ 30ミリ	315,000円
◇ 40ミリ	577,500円	◇ 50ミリ	924,000円
◇ 75ミリ	2,100,000円	◇ 100ミリ以上	別途決定

金額は消費税込み

下水道等

- 基本的使用料（基本使用料＋超過使用料）
合併後も、当分の間（5年以内）は、現行と変わりません。
合併後、料金の統一化に向けて、審議会に諮り調整されます。

【現在の基本使用料（月額）】消費税別

園部町	1,500円（10㎡まで）	八木町	1,360円（8㎡まで）
日吉町	1,000円＋100円×㎡数（30㎡まで）		
美山町	3,000円＋300円×住居者数（一般家庭の場合）		

- 受益者分担金
公共下水道受益者負担金、特定環境保全公共下水道受益者分担金、農業集落排水事業分担金については、合併後も、当分の間（5年以内）は、現行と変わりません。
各町の継続事業の完了後に、新規加入分担金として統一されます。